平成30年度答申第15号 平成30年6月1日

諮問番号 平成30年度諮問第8号(平成30年5月11日諮問)

審 杳 庁 厚生労働大臣

事 件 名 社会復帰促進等事業としての労災就学等援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X(以下「審査請求人」という。)が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費及び労災就労保育援護費(以下「労災就学等援護費」という。)の支給を求める申請(以下「本件申請」という。)をしたのに対し、A労働基準監督署長(以下「処分庁」という。)がこれを不支給とする決定(以下「本件不支給決定」という。)をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る 労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げ る事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を 被った労働者(以下「被災労働者」という。)の療養生活の援護、被災労働 者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が 必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を 図るために必要な事業を掲げている。

なお、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準 は厚生労働省令で定める旨規定するが、その実施に必要な基準を定める厚生 労働省令はない。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) P(以下「本件労働者」という。)は、平成25年3月31日までQ社で就労していた者であるが、同年4月28日(推定)、死亡した。

本件労働者の遺族である審査請求人は、①平成27年10月8日、処分 庁に対し、遺族補償年金等の支給の請求を、②同年11月6日、処分庁に 対し、本件申請をした。

(死亡届・死体検案書、遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給申 請書)

(2) 処分庁は、上記(1)の①の請求に対して、本件労働者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成28年3月29日付けで遺族補償年金等の不支給決定(以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。)をした。

また、処分庁は、本件申請に対して、同日付けで本件不支給決定を行い、同月31日付けで審査請求人に通知した。

(労働者災害補償保険年金·一時金等不支給決定通知書、調査復命書、労働者災害補償保険労災就学等援護費様式2号)

(3)審査請求人は、平成28年5月10日、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、B労働者災害補償保険審査官は、平成29年7月11日、審査請求人の請求を棄却する決定をした。さらに、審査請求人は、同年9月6日、労働保険審査会に対し、同決定を不服として再審査請求をした。

(労働保険審査請求書、決定書、労働保険再審査請求書)

(4)審査請求人は、平成28年5月17日、審査庁に対し、本件不支給決定を 不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、平成30年5月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄

却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者の死亡は、過重業務による過重負荷により生じたものであり、業務上のものである。

よって、本件遺族補償年金等不支給決定は取り消されなければならず、審査 請求人は遺族補償年金受給権者となるから、本件審査請求は認められなければ ならない。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添「労災就学等援護費支給要綱」(以下「支給要綱」という。)において、労災就学等援護費の支給対象者は、遺族補償年金受給権者であることを要件に掲げている。
- 2 処分庁は、平成13年12月12日付け基発第1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」の別添「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」に基づき、本件労働者の死亡は業務による明らかな過重負荷によるものとは認められないと判断し、審査請求人の遺族補償年金等の支給の請求に対して、不支給決定(本件遺族補償年金等不支給決定)を行っている。
- 3 したがって、審査請求人は、本件労働者の死亡に係る遺族補償年金受給権 者ではないことから、支給要綱に掲げる労災就学等援護費の支給対象者には 該当しない。
- 4 以上のことから、処分庁が審査請求人に対して行った本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について 本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点は うかがわれない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について
- (1) 労災就学等援護費について

労災保険法及びその下位規則の定める労働者災害補償保険制度(以下「労災保険制度」という。)は、業務災害に関する保険給付として、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付等の保険給付をすることとしている。

労災保険法29条1項2号は、政府が、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは上記 労災保険制度による保険給付を補完するものと解される。

支給要綱に基づく業務災害等による重度障害者、長期療養者及び遺族に 対する労災就学等援護費の支給は、上記労災保険法29条1項2号に定め る事業として行うものである。

(2) 審査請求人が労災就学等援護費の支給対象者となるかについて

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族(配偶者)であり、その長男 及び長女の労災就学等援護費を請求したものであるが、支給要綱は、死亡 した労働者の遺族が、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持し ていた子について労災就学等援護費の支給を受けるには、遺族補償年金受 給権者であることを要する旨定めている。

かかる支給要綱の定めは、上記のとおり労災就学等援護費の支給が労災 保険制度による保険給付を補完するものであるとする趣旨に沿うものであ り、労災就学等援護費の支給対象者となるには、保険給付としての遺族補 償年金について支給決定を受けていることを要するというべきである。

審査請求人は、遺族補償年金等の支給の請求を行っているが、これに対しては不支給決定(本件遺族補償年金等不支給決定)がなされているのであって、審査請求人は、遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていない。

したがって、審査請求人は、労災就学等援護費の支給対象者とはならない。

なお、審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件労働者の死亡が 業務災害によるものであることを主張しているのであるが、かかる主張は、 本件遺族補償年金等不支給決定に対する不服申立て手続の中で主張し、同 手続の中でその当否が判断されるべきものである。本件申請に対する判断 は遺族補償年金の支給決定がないことを前提になされるほかないのである から、審査請求人の主張は本件審査請求手続においては採用することはで きない。

3 付言

(1) 労災保険法29条2項は、被災労働者及びその遺族の援護を含む社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定しているにもかかわらず、これに関する必要な基準を定めた厚生労働省令はこれまで制定されておらず、労災就学等援護費の支給は、支給要綱に基づいて行われているにすぎない。必要な基準につき厚生労働省令の定めが求められるところである。

労災就学等援護費の支給に関する決定が処分である以上、当該処分は法令に基づいて行われるべきものであり、支給要綱は、法令の定めの下で、 法令の趣旨目的に従って行政庁が設定する審査基準となるものにすぎない。 この意味でも、必要な基準に関する厚生労働省令の定めが求められる。

(2) 本件不支給決定の通知書には、不支給の理由が記載されていない。不支 給決定をするのであれば、処分に当たり適用した準則を示した上で、どの 要件を満たしていないのかを処分の名宛人に対して説明すべきである。

ただし、本件において、不支給の理由として、「遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていない」とのみ記載するのは適切ではない。労災就学等援護費の支給は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業として行われるものであり、保険給付としての遺族補償年金の支給決定がなされ遺族補償年金の支給を受けることになった者に対して、更にその援護として支給されるものであるから、不支給の理由としては、例えば「遺族補償年金の支給決定がなされておらず、遺族補償年金を受給する者ではないこと」等として説明を尽くすべきである。

さらに言えば、支給要綱の規定には「遺族補償年金受給権者」としか記載されていないのであるが、「遺族補償年金の支給決定がなされ、遺族補償年金を受給する者」等と明記することが望ましい。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審 査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審查会 第2部会

 委員戶
 戶
 谷博子

 委員伊藤
 浩

委 員 交 告 尚 史